

資源再生化設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44の6、68の26、旧措法44の6、44の7、68の26）

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
資源再生化設備等の区分	1	44条の6第1項()号 68条の26第1項()号 旧44条の6第1項()号 旧44条の7第1項()号 平()旧68条の26第1項()号	44条の6第1項()号 68条の26第1項()号 旧44条の6第1項()号 旧44条の7第1項()号 平()旧68条の26第1項()号	44条の6第1項()号 68条の26第1項()号 旧44条の6第1項()号 旧44条の7第1項()号 平()旧68条の26第1項()号	()号 ()号 ()号 ()号 ()号
事業の種類	2				
(機械・装置の耐用年数表の番号)	3	()	()	()	()
資源再生化設備等の種類等	3				
資源再生化設備等の名称	4				
設置した工場、事業所等の名称	5				
取得等年月日	6	平・	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・	平・
購入先	8				
取得価額	9	円	円	円	円
特別償却率	10	$\frac{14 \text{ 又は } 23}{100}$	$\frac{14 \text{ 又は } 23}{100}$	$\frac{14 \text{ 又は } 23}{100}$	$\frac{14 \text{ 又は } 23}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	自動車破碎残さ再資源化設備の施設投入回収割合	13	%	%	%
	認定計画の認定年月日	14	平・	平・	平・
	(指定告示の別表番号) (同上の該当番号)	15	() ()	() ()	() ()
事業の用に供した資源再生化設備等の仕様、性能等 判定上参考となる事項	15				

特別償却の付表（十五） 平二十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（十五）の記載の仕方

1 この付表（十五）は、次の(1)から(3)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、資源再生化設備等又は再商品化設備等（以下「資源再生化設備等」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

(1) 措置法第44条の6又は第68条の26《資源再生化設備等の特別償却》

(2) 平成20年改正前の租税特別措置法第44条の6又は第68条の26《再商品化設備等の特別償却》

(3) 平成19年改正前の租税特別措置法第44条の7又は第68条の26《再商品化設備等の特別償却》

なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した資源再生化設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

3 「資源再生化設備等の区分1」は、上記1の(1)から(3)までのいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を で囲むとともに、「平()」内には、該当年数を記載してください。なお、「()号」内には、それぞれの該当号を記載してください。

4 「事業の種類2」には、資源再生化設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

5 「資源再生化設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、資源再生化設備等の種類、構造、細目を記載します。また、その資源再生化設備等が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二(平成20年4月1日前に開始した事業年度（又は連結事業年度）については、平成20年改正前の耐用年数省令別表第二)の該当の番号を記載してください。

6 「資源再生化設備等の名称4」には、資源再生化設備等に該当する資産の名称を記載します。

7 「設置した工場、事業所等の名称5」には、資源再生化設備等を設置した工場、事業所、店舗等の名称を記載します。

8 「取得価額9」には、資源再生化設備等の取得価額を

記載します。

ただし、その資源再生化設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

9 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の特別償却率を で囲みます。

(1) 平成20年4月1日以後に取得等をした再資源化設備等が指定告示（平成8年大蔵省告示第96号）の別表一に掲げる生物資源利用製品製造設備及び別表二に掲げる再生資源分別回収設備である場合...「14」

(2) 平成20年3月31日以前に取得等をした再商品化設備等が平成20年改正前の指定告示の別表一に掲げる再商品化設備又は再資源化設備である場合...「23」

(3) 平成20年3月31日以前に取得等をした再商品化設備等が平成20年改正前の指定告示の別表二に掲げる生物資源利用製品製造設備である場合...「14」

10 「償却・準備金方式の区分12」は、その資源再生化設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを で囲みます。

11 「自動車破砕残さ再資源化設備の施設投入回収割合13」には、自動車破砕残さ再資源化設備がある場合に、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第26条第1号に規定する施設投入回収割合を記載します。

12 「認定計画の認定年月日14」には、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第83号）の施行の日（平成19年12月1日）以後に取得等をした食品循環資源再利用設備がある場合に、改正後の食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第20条第2項第1号に規定する認定計画の認定年月日を記載します。

13 「事業の用に供した資源再生化設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項15」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が資源再生化設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表に掲げる仕様、性能等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、()内にその指定告示の別表番号及び該当番号を記載してください。